

総合環境アセスメント制度のあり方について（答申）（案）への委員意見等

答申（案）への意見等	対応方針（案）
<p>第2章と第5章に出てくる、環境面と社会・経済面への影響を関連させて評価する、という点は、前回の審査会でも指摘しましたが、むずかしい問題だと思われます。したがって、課長さんの発言にもあったように、関連手法については今後十分検討する旨の記述があってもよいのではないかと思います。（宮田 委員）</p> <p>第5章にでてくるゼロ案のことですが、資料の30ページにある現在の施策を継続するのがゼロ案だというのは、少しおかしくはありませんか。現在の施策では問題があるから新しい事業が計画されるのではないですか。素朴な疑問ですが。（宮田 委員）</p> <p>第6章の図6では計画等の策定者を上に置く方がアセスメントの流れからわかりやすいと思います。（宮田 委員）</p> <p>計画アセスメントの実施後、事業アセスメントから計画アセスメントへフィードバックする可能性を明記するべきである。との意見を反映して下さい。（中島 委員）</p>	<p>第5章の10頁、下から3行目以降を次のように修正します。 「環境面と社会・経済面への影響との関連づけとしては、計画等を事業化した場合の事業費、整備効果等の経済的影響、地域分断等の社会的影響などを、複数案について比較検討するなどが考えられます。 今後、環境面からの予測・評価が効果的に行われるよう、計画等の種類、分野毎に、環境面と社会・経済面への影響を関連づける具体的な項目や手法について検討する必要があります。」</p> <p>ゼロ案については、現在の施策を継続する、すなわち、何もしない案を含む複数案の比較検討を行なうことにより、計画等の必要性、環境面での改善効果等をより明らかにすることが可能になり、計画等によっては、ゼロ案を含む複数案の比較検討は必要であると考えています。</p> <p>本制度は、計画等の策定者が主体的に行なうものですが、本制度が実効性のあるものとするためには、市民・環境 NGO・NPO の積極的な参加が重要であると考えていますので、案のとおりとします。</p> <p>環境アセスメント制度は、意思決定プロセスそのものではなく、意思決定プロセスに反映すべき環境情報を形成するものであり、事業アセスメントにおいて、環境に重大な影響が判明した場合は、当然、計画等の意思決定プロセスにより、再度、計画等の見直しが行なわれるものであり、必要であれば、本制度にフィードバックされるものと考えています。 一方、本制度は、計画等の早い段階で、広範な環境保全対策を検討することにより、市民等の理解を得ることが期待されています。 また、事業アセスメントから計画アセスメントへフィードバックする可能性については、事業アセスメント制度の中で明記すべきものと考えられます。 ご提案の趣旨につきましては、審査会答申「はじめに」の中に留意事項として記載することにします。</p>

「戦略的環境アセスメント」という名称については、「資料4」においても触れられているように、やはり「平和都市ひろしま」にはなじまないのではないように思います。また、一般の市民の方も、この用語から本制度が意図する内容をイメージすることは難しいのではないのでしょうか。

本制度を実効あるものにするには、次のステップとして条例化あるいは要綱化する必要があると推測いたします。それに当っては、埼玉県のように「戦略的環境影響評価要綱（あるいは条例）」（資料5，p.25）といったことになるかと思いますが、今回の提案はその際の市民の反響まで考えてのものでしょうか？

個人的には、事業アセスを取り込んだ形での「総合環境アセスメント制度」として、現在の「環境影響評価条例」を改正する方がスムーズに展開できるのではと考えています。

すなわち、

「総合環境アセス」＝「政策・計画環境アセス」＋「事業アセス」という枠組みを明示する方がわかりやすいのでは、と思います。

この枠組みの中であれば、「政策・計画環境アセス」が「戦略アセス」という名称であっても抵抗が、少ないような気がします。

参考までに、今回の資料で多用されている環境庁（当時）の「戦略的環境アセスメント総合研究会報告書」では、「附論」において、S E Aの名称について触れ、以下のように述べています。

「本研究会はまさに上述の国会附帯決議を受けて環境庁が設置したものであり、かつ、より現実的な理由として、委員が一致して適当と考えるよい名称がとりあえず見当たらなかったことから、引き続き戦略的環境アセスメントあるいはS E Aという用語を用いているが、この呼称は一般の国民がその内容を直ちにイメージしがたいという意味において、必ずしも適当とは考えていない。無論、今の段階でいたずらに新たな造語を行い、それを厳格に規定することは無益であり、場合によっては有害ですらあろう。ただ、一定の制度化が現実のものとなる段階では、その段階で自ずと対象の明確化がなされ、それにふさわしい名称が考慮さ

本制度は、政策、上位計画を含む計画等の策定段階を対象として新たな環境アセスメント制度の基本理念、あり方をとりまとめたものであり、国等で広く用いられつつある「戦略的環境アセスメント」という名称が妥当であると考えています。

なお、制度の条例化、要綱化など、本格的な制度化の際には、対象とする計画、詳細な手続き等が明確となることから、その内容にあったふさわしい名称とするよう考えており、その際には、EUの指令案に示されている用語も選択肢の一つになるものと思います。

れることが自然であろう。現に、EUの共通制度化への指令案では一切、SEAという用語は使用されず、「一定の計画、プログラムに対する環境アセスメント」という用語を使用している。」「(「わかりやすい戦略的環境アセスメント」, 中央法規, p.65)

EUでの最近の状況等、中島先生がお詳しいのではと思います。ご確認の上、審議の参考にしていただければ幸いです。(今岡 委員)